

法人化後の安全衛生活動

保健管理センター所長(吉田事業場産業医) 平田牧三

1. はじめに

平成 16 年度の国立大学法人化によって、人事院規則に代わり、罰則を伴う労働安全衛生法が適用されるようになった。大学という教育研究の場において、一般産業界を念頭に制定された労働安全衛生法に則って活動することに困難を感じつつも、少しずつではあるが、山口大学においても安全衛生活動を進めてきた。今回は、山口大学の安全衛生管理体制と、衛生管理者の主な職務の一つである職場巡視に焦点を当て、現状と課題を示す。

2. 山口大学の労働安全衛生体制

山口大学には、全部で 10 事業場がある(図 1)。そのうち 4 事業場において、平成 16 年度より、それぞれ産業医及び専任の衛生管理者が配属された。産業医は兼任であり、保健管理センター 2 名、医学部 1 名、附属病院 1 名である。各専任衛生管理者は 4 名とも保健管理センター所属(保健師 3 名、医師 1 名)であり、それぞれの事業場の実情に応じた活動をしている。事業場によっては、より細かい単位で安全衛生活動を行うため、各労働安全衛生委員会の判断で、講座や学科単位に「安全衛生推進員」を任命しているところもある。残りの 6 事業場は附属学校であり、養護教諭が衛生推進者として任命されている。

事業場が複数存在すると、それぞれ事情が異なるため、山口大学全体としての方針がなかなか統一しにくいというデメリットがある半面、個々の事業場に応じた対応ができるというメリットもある。また、専任の衛生管理者が全員保健管理センターに所属しているため、連絡は取りやすく、互いに情報交換しながら、日々活動している。

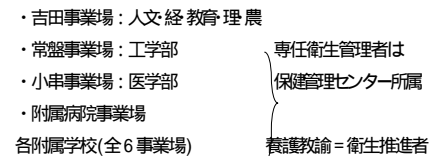


図 1 山口大学労働安全衛生体制

また、平成 17 年度から、労働安全衛生に関する事務窓口として、総務部人事課に「安全衛生対策室」が設置された。この安全衛生対策室は、専属の室長 1 名、係長 1 名、さらに兼任の施設部技術職員 2 名で組織されており、複数の事業場の連絡調整や、労働安全衛生に関する予算等の事務を担っている。現在は、総括安全衛生管理者である人事労務担当副学長の指揮のもと、この安全衛生対策室と専任衛生管理者、産業医等が中心となって、安全衛生推進及び支援活動を行っている。

3. 労働安全衛生コンサルタントの活用

山口大学では、安全衛生に関する専門的な知識や技術、活動ノウハウ等の情報を得るとともに、大学の安全衛生活動の客観性を保つため、労働安全衛生コンサルタント会と指導契約を結んでいる。平成 16 年度は、学外労働安全コンサルタント、及び学内労働衛生コンサルタントによる講演会を 3 回実施したことに加え、職場巡視のレベルアップと労働安全衛生スタッフの能力向上教育を兼ねて、1~3 月に計 8 回、職場巡視の OJT を実施した。OJT とは、On the Job Training の略で、衛生管理者等が労働安全衛生コンサルタントと共に巡視の実務を行なうことで、経験を通して能力向上を図ろうとするものである。一緒に行動し、安全衛生に関する所見をシェアすることで、専門家が行う巡視の、当日の動き(巡視前にその日に廻る箇所の打ち合

わせを行うこと、巡視後は反省会を行うこと等)や、現状・問題点のまとめ方、安全衛生状態の視点等を学ぶことができた。また、巡視を通して、その事業場に必要と思われる専門的情報を提供してもらうこともできた。外部の専門家に指導を受けることは、巡視をする側にとっても、巡視先の教職員にとっても、良い刺激になったと思われる。大学の安全衛生活動の客観性を保つためにも、今後もこのように外部の専門家の意見を取り入れていく体制が望まれる。

4. 山口大学における職場巡視

職場巡視は、職場の状況を実際に見ることで、職場に潜在する危険や安全衛生への取り組み、法令への適応状況等を把握し、改善が必要な箇所を指摘することによって、職場の安全衛生水準を向上させていく活動であり、法令上も実施を要求されている(労働安全衛生規則第 11 条)。各衛生管理者はコンサルタントからの助言や前回巡視の指摘事項を参考にしながら、巡視を行なっている。

前述のとおり、山口大学には複数の事業場が存在するため、各事業場の巡視方法の詳細は様々であるが、巡視全体の大きな流れは、ほぼ同じである。その流れとは、

巡視日時・場所を決め、当該部署に連絡

専任衛生管理者等が巡視に行き、改善が必要と思われる点を見つけた場合は、口頭で指示、手持ちの配置図やチェックリストに現状を記入、写真撮影

巡視後、発見した問題箇所をまとめ、各事業場の委員会で報告

必要に応じて、口頭または所属の長宛に文書を出す(総括安全衛生管理者名)等により、各部署にフィードバックし、改善を依頼

というものである。

5. まとめ

法人化後 1 年を経て、まだ現状が見えてきたばかりである。巡視で各部署を廻って見えてきた問題点もあれば、日々活動する中で、安全衛生活動や体制自体に不明確な点を感じることもあり、このような検討課題は、今後の環境変化や活動に伴って、次々に挙がってくると思われる。

今後の課題・展望は、以下のことである。

活動中に感じた安全衛生体制の不明確な点を拾い上げ、教育研究機関に見合う体制に充実させていく。

巡視等で発見した、学内における安全衛生上の問題点を、いかに改善するか(経費等を含めて)、または現場に改善を促すかを検討する。

安全衛生担当者のみが安全衛生活動を行うのではなく、大学構成員全員が参加して活動することができるよう、触発・契機付けをして、安全衛生意識を定着させる。

大学は、教職員だけでなく、学部学生や大学院生等もいることや、附属病院という医療機関、産業医や衛生管理者等がない附属学校についても考えていかなければならない等、多様な問題がある。このような中で活動することは、決して簡単なことではないが、全てを一度に上手く対応することは不可能であり、できることから着実に実施・評価し、必要に応じて変化させながら、長期的な視点で、より効果的な活動を行っていきたいと考えている。まずは、安全衛生スタッフとして、自身及び組織のレベルアップを図りながら、今後も取り組んでいきたい。